

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
電力の見える化等による省エネモデル支援補助金交付要領

(総 則)

第1条 この要領は、岐阜県グリーンビジネス創出基金補助金交付要綱第2条の規定に基づき、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター(以下「産経センター」という。)が造成する基金により、「電力の見える化」や電力消費量制御のシステム(以下「電力の見える化等システム」という。)を導入し、効率的・効果的な省エネの取組を行う者に対して補助する、電力の見える化等による省エネモデル支援補助金(以下「補助金」という。)の交付の申請、交付の決定その他補助金の交付に関し必要な事項について定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に該当する会社及び個人のうち、県内に本社又は事業所を有する者(事実上大企業の支配下にある企業(株式会社の場合は議決権のある株式総数の過半数、有限会社の場合は議決権を有する総社員の過半数を大企業に保有されている企業)を除く。)
- (2) NPO 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の規定に基づいて設立された特定非営利活動法人のうち、会計関係規程等が整備されており、県内で事業を行う者
- (3) 組合等 次のいずれかに該当する者
 - ア 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく商工組合又は商工組合連合会
 - ウ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合又は商店街振興組合連合会その他商店街の振興に寄与する商店街振興会、発展会等の商店街団体
 - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づく一般社団法人又は一般財団法人
 - オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づく公益社団法人又は公益財団法人

(目 的)

第3条 事業者が県内で行う電力の見える化等システムの導入による効率的・効果的な省エネの取組(以下「補助事業」という。)の中で、県内でのモデルになると認められる事業に対して補助することにより、県内での電力の見える化等システムの普及拡大を図ることを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第4条 産経センター理事長(以下「理事長」という。)は、事業者が県内で行う補助事業に要する経費のうち、補助の対象として理事長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業の対象者は、次の事業者とする。(「暴排措置に係る照会手続等に関する要綱」(以下「暴排要綱」という。))第3条各号に掲げるものである場合を除く。)

- (1) 中小企業者
- (2) NPO
- (3) 組合等
- (4) その他理事長が適当と認める団体

3 補助事業の対象は別表1のとおりとする。

4 補助対象経費の範囲は別表2のとおりとし、補助対象経費の3分の1以内の額(50万円以上200万円以下とする。)を限度として予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、千円に満たない端数は除くものとする。

5 補助事業の実施期間は、交付決定の日から平成24年12月28日までとする。

6 国、県又は産経センターからの補助金等の対象事業については、本補助金の対象としないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(第1号～第4号様式)に必要書類を添え、その定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(事業の着手時期)

第6条 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 理事長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、申請した事業者(以下「申請者」という。)に対し、速やかに交付金の決定を行うものとする。

2 理事長は、前項に規定する交付決定に当たって適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に関する事項について修正を加えることができる。

3 理事長は、補助事業の採否の決定に当たっては、以下に示す方法に基づいて審査を行う。

(1) 審査方法 補助金交付申請書に記載された事業内容等について要件等の審査を行った後、外部有識者等による審査委員会に諮り、各審査項目に基づく評価を行って、採択案件を選定する。

(2) 採択要件 以下のとおりとする。

ア 事業内容

- ・事業内容が無理のない計画であること。
- ・電力の見える化等システムによる効率的・効果的な省エネの取組として、県内でのモデルとなりうる事業であること。

イ 実現可能性

- ・提案事業を確実に実行できる能力、実績等があること。
- ・適正な経費でコスト削減に努めていること。

(補助金の交付の条件)

第8条 理事長は、補助金の交付決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、申請者に対して、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業を行うために締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法に関すること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、理事長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合は、速やかに理事長に報告し、指示を受けること。
- (4) その他理事長が必要と認める条件

(補助金の交付決定通知)

第9条 理事長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容(条件を付した場合にあっては当該条件を含む。)を補助金交付決定通知書(第5号様式)によって申請者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から15日以内に申請の取下げをすることができるものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に関する補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更の承認等)

第11条 補助事業者が、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書(第6号様式～第8号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を来さない場合であって、次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的・効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20%以内のもの。
- (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更であるもの。

- 2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。
- 3 本条の規定は、補助事業者が、補助事業の内容を中止又は廃止しようとする場合に準用する。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更によって特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に関する部分については、この限りでない。

- 2 理事長が、前項の規定に基づいて補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業者が補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(事業の遂行)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他本要領に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。また、補助金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第14条 理事長は、補助事業の実施状況について必要と認めるときは、遂行状況報告書(第9号様式)によって報告を求めることができる。

(補助事業の遂行等の命令)

第15条 理事長は、前条の規定に基づいて補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができるものとする。

2 理事長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとする。

3 理事長は、前項の規定に基づいて補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合は、補助事業者が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を理事長の指定する日までに執らないときは、第21条第1項の規定に基づき、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を記載するものとする。

(代表者等の変更届)

第16条 補助事業者が、代表者又は所在地を変更したときは、直ちに代表者変更届又は所在地変更届(第10号様式)を理事長に提出するとともに、新たな登記簿謄本、定款、関係規約、会則等変更内容を証する書面を提出しなければならない。

2 補助事業者が、合併等により補助事業を承継したときは、事業継承届(第10号様式)を理事長に提出しなければならない。

(実績報告及び評価等)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、補助事業の成果を記載した事業実績報告書(第11号様式)に必要な書類(第12号様式～第14号様式)を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施期間の終了の日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日までに提出するものとする。

3 第1項に規定する事業実績報告書には、電力の見える化等システムの導入による電力使用量の削減効果(見込み)等を記載しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 理事長は、補助事業の完了又は廃止に関する補助事業の成果の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に関する補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第15号様式)によって事業者に通知しなければならない。

- 2 前項の補助金の額は、第9条の規定に基づいて補助事業者に通知した補助金の額と、第17条の実績報告書に記載された補助対象経費の3分の1の額のいずれをも超えない額とする。
- 3 第1項の補助金の額は、第11条の規定に基づいて補助金の額が変更された場合は、変更された額と第17条の実績報告書に記載された補助対象経費の3分の1の額のいずれをも超えない額とする。

(是正のための措置)

- 第19条 理事長は、補助事業の完了又は廃止に関する補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に関する補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができるものとする。
- 2 第17条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

- 第20条 補助金は、第18条の規定に基づいて交付すべき補助金の額を確定したのち交付するものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払により交付することができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定に基づいて補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第16号様式)を理事長に提出するものとする。
 - 3 理事長は、前項の規定に基づいて補助金交付請求書の提出を受けた場合は、請求に関する金額を交付するものとする。
 - 4 補助事業者は、第1項ただし書きの規定に基づいて概算払いによって補助金の交付を受けようとするときは、第2項に規定する補助金交付請求書に合わせて、補助事業の成果を記載した実績報告書(必要な添付書類を含む。)を理事長に提出しなければならない。
 - 5 理事長は、前項の規定に基づいて事業実績報告書及び補助金交付請求書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に関する補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、請求に関する金額を交付するものとする。
 - 6 第17条の規定は、第4項の規定に基づいて事業実績報告書等を提出する場合に準用する。

(交付決定の取消し)

- 第21条 理事長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は本要領に基づく理事長の処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(理由の提示)

- 第22条 理事長は、第15条の規定に基づく補助事業の遂行若しくは一時停止、第19条の規定に基づく補助事業の是正のための措置又は第21条の規定に基づく補助金の交

付決定の取消しの命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(補助金の返還)

第23条 理事長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに関する部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第24条 補助事業者は、第21条第1項の規定に基づく交付決定の取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に関する補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

2 補助金が、2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定に基づいて加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。

5 理事長は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

6 第1項及び第4項の規定に定める加算金及び延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産の処分の制限)

第25条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の耐用年数の期間内に補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(第17号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、理事長は、当該取得財産等が耐用年数を経過している場合を除き、補助事業者が当該取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(立入検査等)

第26条 理事長は、補助金交付事業の適正を期すため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対して報告させ、又は関係職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿

書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(補助金の経理及び関係書類等の保存)

第27条 補助事業者は、補助金に関する経理について、収支を明確にした証拠の書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を保存しなければならない。

2 前項に規定する保存の期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以降5年間とする。ただし、取得財産等の処分の制限を受ける期間が5年間を超える場合にあっては、当該5年間を超える期間とする。

なお、本事業は国の資金を導入した事業であるため、補助事業者は、国の検査を受けることがある。

(経過報告等)

第28条 補助事業者は補助事業の実施により、電力の見える化等システムによる省エネの取組の推進に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した年度の翌年度以降3年間、毎事業年度終了後20日以内に、当該補助事業に関する過去1年間の電力の見える化等による省エネの状況等について、実施状況報告書(第18号様式)によって理事長に報告しなければならない。

(暴力団の排除)

第29条 第5条の規定に基づく申請があった場合において、申請者が「暴排要綱」3条各号に該当するときは、理事長は、その者に対して、補助金を交付しないものとする。

2 理事長が第7条の規定に基づいて交付決定をした後において、交付決定を受けた者が「暴排要綱」第3条各号に該当することが明らかになったときは、第21条の規定に基づいて補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、第23条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第30条 理事長は、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要領に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成24年5月25日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 3 項関係)

必 須 要 件	内 容
<p>① 「電力の見える化」や電力消費量制御のシステムを導入し、効率的・効果的な省エネの取組を行う事業で、モデルとしてふさわしい事業</p> <p>② ①を活用した省エネ取組体制の構築</p>	<p>・ HEMS 対象機器(注)等の設置による電力の見える化又は制御システムの構築</p> <p>注：HEMS 対象機器とは、一般社団法人環境共創イニシアティブ(S I I)が指定した HEMS 機器をいう。</p>
任 意 要 件	内 容
<p>① 必須要件①の事業に併せて実施する電力節減を目的とした改修工事(必須要件①が主体となった事業であること。)</p>	<p>・ 電力節減に結びつく照明器具や空調機器の更新等</p>

別表2（第4条第4項関係）

補助対象経費	1 機械装置等購入費	・電力の見える化又は電力消費量の制御を目的として設置するH E M S 対象機器等の購入、据付等に要する経費(土地の取得及び賃借料を除く。)
	2 改修費	・電力節減に結びつく照明器具や空調機器の更新等に要する経費
	3 工事費	・事業を行うために直接必要な配管、配電等の工事に要する経費
	4 測量及試験費	・事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
	5 外注費	・事業を行うために直接必要な外注に要する経費 ・省エネの効果測定等のための外注に要する経費
	6 その他	・理事長が特に必要と認める経費

注1：補助対象経費は、事業を行うために直接必要な経費とし、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

2：次の経費は補助対象外とする。

- ・消費税及び地方消費税
- ・振込手数料
- ・食糧費(会議における飲食費等)
- ・中古品の購入費

参考：様式一覧表

様式番号	様式名	要領関係条文
第1号	補助金交付申請書	5
第2号	事業計画書	5
第3号	収支予算書	5
第4号	申請者の概要	5
第5号	交付決定通知書	9
第6号	変更・中止・廃止承認申請書	11
第7号	変更事業計画書	11
第8号	変更収支予算書	11
第9号	遂行状況報告書	14
第10号	変更届・承継届	16
第11号	実績報告書	17、19、20
第12号	事業実績報告書	17、19、20
第13号	収支精算書	17、19、20
第14号	補助事業評価書	17、19、20
第15号	補助金確定通知書	18
第16号	補助金交付請求書	20
第17号	財産処分承認申請書	25
第18号	実施状況等報告書	28